

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年11月から19年8月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年10月1日から同年10月15日まで
② 平成16年8月16日から同年11月1日まで
③ 平成16年11月1日から20年12月1日まで

申立期間①については、A社を平成7年10月14日に退職した。退職直前の期間は、A社に出勤していなかったが、有給休暇を取得しており在籍はしていた。しかし、同年10月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間②については、B社に平成16年8月16日から勤務しているが、同日から同年11月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間③については、厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支払明細書によって確認できる報酬月額よりも低く記録されている。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間③のうち、平成

17年11月及び18年1月から19年8月までの期間は申立人から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額から28万円、また、17年12月については、申立人は給与支払明細書を所持していないものの、その前後の月における報酬月額及び厚生年金保険料控除額が同額であり、当該月についても同様の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が控除されていたと認められることから、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成16年11月については、事業主及び当時の事務担当者を確認したが、申立ての内容を確認できる証言等は得られなかった。

また、給与支払明細書等の厚生年金保険料控除額等を確認できる資料が無く、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③のうち、平成16年12月から17年10月までの期間については、給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していること、また、19年9月から20年11月までの期間については、給与支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の離職日は平成7年9月30日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（離職日の翌日）と符合する。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主とは連絡が取れないことから、申立てに係る状況を確認することができない。

さらに、申立期間①当時、A社における厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立てに係る状況を確認することができなかった。

申立期間②について、B社が保管する雇用契約書により、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間について、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を忘れていた。申立期間の保険料について、控除の有無を確認できる資料は保管していないが、資格取得届を提出する前の期間は控除していなかったと思う。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除について確認することができなかった。

また、申立期間②当時、B社における厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立てに係る状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

なお、申立期間①について、申立人は、「A社を平成7年10月14日に退職した。しかし、同年10月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と主張しているが、厚生年金保険法第19条においては、『被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する』と規定されており、仮に資格喪失日が同年10月1日から同年10月15日に訂正された場合であっても、同年10月は厚生年金保険の被保険者期間とならない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成11年10月から13年1月までは38万円、同年2月から15年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から16年1月1日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額と異なる。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年12月は38万円、13年4月及び同年12月は41万円、給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から13年5月、同年6月、14年1月、同年4月から同年10月までの期間及び15年1月は41万円とすることが妥当である。

また、源泉徴収票により推認できる報酬月額及び給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年11月、12年8

月及び同年 11 月は、38 万円、13 年 3 月、同年 8 月、同年 11 月、14 年 3 月、同年 12 月は 41 万円、給与明細書により確認できる報酬月額及び源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、12 年 1 月、同年 9 月及び同年 12 月は 38 万円、13 年 7 月、同年 9 月、14 年 2 月及び同年 11 月は 41 万円、源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、11 年 10 月、12 年 2 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月及び 13 年 1 月は 38 万円、同年 2 月及び同年 10 月は 41 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成 15 年 2 月から同年 12 月までの期間については、源泉徴収票は無く、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書は一部期間しか無いものの、14 年の定時決定以降の給与明細書のある期間について、標準報酬月額 41 万円を超える報酬月額が支給され、41 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間についても 41 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書又は源泉徴収票により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書又は源泉徴収票により確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 1202

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成 12 年 6 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

さらに、平成 12 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月から 55 年 3 月まで
② 平成 12 年 6 月
③ 平成 12 年 7 月から同年 11 月まで

申立期間①については、私が昭和 52 年に 20 歳に到達したのを契機に、母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。

また、申立期間②については、申立期間②に係る国民年金保険料納付通知書兼領収書及び国民年金保険料が口座振替された記録がある郵便貯金通帳及び銀行預金通帳を所持しており、重複納付していることが確認でき、国の記録において、申立期間②の保険料については還付された記録となっている。

一方、申立期間③のうち、平成 12 年 10 月及び同年 11 月については、申立期間②と同様に当該期間に係る領収書及び通帳により重複納付していることが確認できることから、記録を訂正してほしい。

また、申立期間③のうち、平成 12 年 7 月から同年 9 月までについては、前述のとおり、私の年金記録は不自然であるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 5 月

13日に申立人に対して払い出されていることが確認でき、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、A市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金の強制加入被保険者として同年4月23日に資格取得の届出が行われていることが確認できることから、申立人は同日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入時点で、申立期間①のうち一部の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立期間①について未納と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間①当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が所持する申立期間②に係る領収書及び通帳により、申立期間②の国民年金保険料を重複納付していたことは確認できるものの、オンライン記録及び還付整理簿によると、その後、申立期間②の重複納付された保険料は、還付されていることが確認できる。

3 申立期間③のうち、平成12年7月から同年9月までの期間について、申立人が所持する当該期間に係る領収書により保険料を納付していることは確認できるが、通帳には当該期間において口座振替されていた記録は確認できない上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿においても、重複納付していたことは確認できない。

4 申立期間③のうち、平成12年10月及び同年11月について、申立人が所持する当該期間に係る領収書及び通帳により、申立人が、当該期間の国民年金保険料を重複納付していたことが確認できる。しかしながら、オンライン記録及び還付整理簿において、申立人の主張どおり、その後、当該期間に係る重複納付された保険料が還付されている形跡は確認できない。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況を確認すると、申立期間③直後の期間である平成12年12月及び13年1月について、申立人は、当該期間に係る領収書を所持していない上、申立人が所持する通帳にも、当該期間の保険料が口座振替された記録が確認できないにもかかわらず、オ

ンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では当該期間は納付済みとなっていることが確認できる。また、その直後の期間である同年2月及び同年3月については、通帳に口座振替された記録が確認できる。

さらに、A市によると、申立期間③当時の資料が残っていないため詳細は不明であるものの、申立人が所持する領収書及び通帳から、重複納付した国民年金保険料を平成12年12月及び13年1月の保険料に振り替えた可能性が有るとしている。

以上のことから、申立期間③のうち、平成12年10月及び同年11月については、重複納付していたものと認められるものの、当該期間に係る重複納付された国民年金保険料は、A市において、還付とせず同年12月及び13年1月の保険料に振り替えたものと考えられる。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

さらに、申立期間③のうち、平成12年7月から同年9月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

一方、申立期間③のうち、平成12年10月及び同年11月の国民年金保険料については、重複納付していたものと認められる。しかしながら、当該期間については、当該期間直後の2か月分の保険料に振り替えられたものと考えられるため、重複納付していたものとして記録訂正すべきものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月については、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月

私は、申立期間当時、A市役所において、国民年金の第 3 号被保険者資格から第 1 号被保険者資格への種別変更の手続を行った時に、同市役所の職員が当該種別変更日を誤って昭和 62 年 11 月 1 日としたことから、申立期間について、当初は第 3 号被保険者期間とされた。

その後、A市役所において、平成 8 年に当該種別変更日が昭和 62 年 11 月 1 日から同年 10 月 20 日に訂正され、申立期間は第 1 号被保険者期間となり、未納期間となってしまった。このことについて、同市役所の職員から、説明を受けておらず、この訂正処理で未納となるとは知らなかった。

また、申立期間当時から種別変更日が訂正された平成 8 年までの期間においては、申立期間を第 3 号被保険者期間としておきながら、時効完成後に訂正処理を行い、保険料を納付することができないことから未納とされるということでは納得ができない。訂正事由に該当していることを時効完成前に知らせるべきであったと思う。

申立期間について、再び第 3 号被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金第 3 号被保険者資格の要件については、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 7 条に規定されており、i）厚生年金保険等の被保険者である第 2 号被保険者の配偶者であること、ii）主として当該第 2 号被保険者の収入により生計を維持するものであること、iii）当該配偶者自身が第 2 号被保険者でないこと、iv）当該配偶者自身が 20 歳以上 60 歳未満であることとされている。次に、申立人のように、厚生年金保険被保険者が当該被保険者資格を喪失した場合には、その配偶者である国民年金第 3 号被保険者は他の

公的年金に加入している場合を除き第1号被保険者資格へ種別が変更されることとなる。

オンライン記録によると、申立人の国民年金の第3号被保険者資格から第1号被保険者資格への種別変更日は、当初は昭和62年11月1日とされていたところ、平成8年5月8日付けで、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和62年10月20日に訂正されたことから、申立期間は、第1号被保険者期間となり、未納期間とされたことが確認できる。

また、上述の種別変更日の訂正処理の時点（平成8年5月8日）で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

申立人は、申立期間について、行政の事務手続の誤りによって、第3号被保険者であったものが、時効完成後になって第1号被保険者とされた上、A市役所の職員から、当該訂正処理されることによって未納となることについて説明を受けておらず、十分な説明をすべきであったとして、第3号被保険者の記録に訂正すべきであると主張している。

しかしながら、申立人の夫は、厚生年金保険被保険者資格を昭和62年10月20日に喪失しており、当該資格喪失日以後については、申立人は、国民年金第3号被保険者資格の要件を満たしていたとは考えられないことから、当初A市において資格喪失日を同年11月1日として処理したことは適切であったとは言えないものの、制度上、第3号被保険者資格から第1号被保険者資格への種別変更日を同年10月20日とする訂正処理は適正であったと認められ、申立期間を第3号被保険者期間へと訂正する理由は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、国民年金第3号被保険者の記録に訂正することはできない。

なお、申立人は、時効完成後になって第1号被保険者とされた点及び当該訂正処理されることにより未納となることについてA市役所は十分な説明をすべきであったとして、第3号被保険者の記録に訂正するよう記録回復を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、第3号被保険者の要件に該当するかについて検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当時の訂正処理手続の運用の当否及び同市役所の説明が十分行われたか否かについてまで判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年6月まで
私は、昭和47年4月から継続して、国民年金に加入し、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月にA町に転居してからも、継続して国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、国民年金保険料を納付するには国民年金の加入手続を行う必要があるところ、申立人はA町における国民年金の加入手続について記憶が無いとしている上、住所変更の手続を行った場合に移管される国民年金被保険者台帳（旧台帳）は、昭和50年3月17日にB市C区を管轄するD社会保険事務所（当時）からA町を管轄するE社会保険事務所（当時）へ移管されていることから、当該時点までの間、申立人はA町において国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

また、国民年金被保険者台帳によると、同台帳が昭和50年3月17日に移管されたと同時に48年10月から49年3月までの期間に係る過年度納付書が申立人に対して送付されていることが確認できるところ、当該過年度納付書について申立人の記憶は曖昧である上、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間について、国民年金保険料が納付されている記載は確認できない。

一方、オンライン記録において申立期間が未加入期間と記録されていることについては、申立期間直後の住所地であるF市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が昭和48年10月7日に国民年金被保険者資格を喪失し、50

年7月24日に任意加入により再度被保険者資格を取得したことを、同年8月20日にG社会保険事務所（当時）へ進達している記載が確認できることから、申立人がA町からF市に転入し、同市において国民年金の加入手続を行った際に、遡って被保険者資格を喪失し、任意加入により再度被保険者資格を取得したことにより、申立期間が国民年金の未加入期間と記録されたものと推認できる。

また、F市において申立期間を未加入期間として処理されたことについては、申立人は昭和48年10月に結婚したとしており（戸籍上の婚姻日は同年12月）、申立人の夫は申立期間について厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、戸籍上の婚姻日以降については、申立人は制度上、国民年金の任意加入被保険者である上、申立期間について、保険料の納付が確認できなかったことから、申立人の将来の年金給付につなげるために行われたものと考えられる。

なお、当該処理において、国民年金の資格喪失日を戸籍上の婚姻日ではなく、申立人が結婚したとしている日とされていることから、申立人が関与せずに行われたものとは考え難く、当時申立人は申立期間の保険料を納付していなかったことを認識していたものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月21日から54年6月21日まで
私は、昭和53年10月7日にA社（現在は、B社）に就職し、すぐに派遣先のC社D店に勤務していた。途中で退職などしていないが、厚生年金保険の記録が途切れている。調査して記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年10月7日にA社に就職し、すぐに派遣先のC社D店に継続して勤務し、途中で退職などはしていない。」と主張しているが、A社における申立人の雇用保険の被保険者記録によると、同年10月7日に資格を取得し、同年同月20日に離職し、54年6月21日に再度資格を取得しており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、申立人が記憶するC社D店に勤務していた複数の同僚に申立期間の申立人の勤務状況等について照会を行ったが、同社における勤務開始時期を特定する証言を得ることができず、申立期間の勤務実態を確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している同僚のうち、申立人と同様に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、再度同資格を取得している複数の同僚からは、同被保険者の欠落期間について、勤務及び保険料控除をうかがわせる証言を得ることができない上、雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録はおおむね一致している。

加えて、B社は、「会社の合併及び当時の担当者が不在であり、関係書類は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

その上、申立人は、「自分で国民年金の加入手続等を行った記憶は無

い。」としているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間に払い出されている上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 45 年 11 月まで

私の父はA社（現在は、B社）に勤務していた。父の義理の妹には同社に勤務していた期間、厚生年金保険の加入記録があるのに、父の加入記録が無いのは納得できないので調査をしていただきたい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に勤務していた。」と主張しているが、申立人が申立期間直後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているC社の同僚は、「申立人を記憶している。C社は、倒産したD社の従業員が集まってできた会社だが、申立人は現場作業員として勤務した後に、身分は現場作業員のまま事務職に就いた。D社は、A社の下請け工事を受注していた会社だったので、家族の人が申立人がA社に勤務していたと思ってもおかしくないと思う。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がC社に在籍する前に勤務していた事業所は、D社であったものと推認できる。

また、B社は、「資料を確認したが、申立人の在職を証明できる社員歴は見付からなかった。」と回答している上、申立人の親族の被保険者記録が確認できるA社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社同支店の被保険者資格を有する20人の元従業員に照会したところ、12人から回答を得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、A社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できな

い上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人が勤務していたと推認できるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

私は、平成 9 年から A 社に勤め始めたが、受け取っていた給与額は、記録されている標準報酬月額より高かったと記憶している。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、もっと高いはずである。」と申し立てている。

しかしながら、A 社は、平成 13 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間に A 社の厚生年金保険被保険者資格を有する同僚が所持する給与明細書を確認すると、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額とオンライン記録は一致している。

さらに、申立期間の標準報酬月額について、オンライン記録において、申立人の資格喪失後に遡って記録訂正された形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。